

「特別警報」「暴風（雪）警報」等の発表時における対応について

警報等が発表された場合の対応については、次のようになっております。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

1 特別警報(大雨等)・暴風警報・暴風雪警報が発表された場合

- (1) 登校前に「特別・暴風（雪）警報」が発表された場合
→解除されるまで自宅待機。
- (2) 待機中、午前9時30分前に「特別・暴風（雪）警報」が解除された場合
→安全に気をつけて登校(給食は一部の献立が出せない場合も)。
午前9時30分過ぎに「特別・暴風（雪）警報」が解除された場合
→臨時休校。
- (3) 登校後に「特別・暴風（雪）警報」が発表された場合
→気象や道路状況などから、校長の判断によって対応。
※児童の帰宅が困難であると判断した場合には、学校に待機させます。それ以降の対応については、メール等で連絡します。
※帰宅する場合は、原則として学校職員が引率または見守りをします。ただし、気象状況等により、引き取りをお願いする場合があります。

2 大雨・洪水・大雪の警報が発表された場合

- (1) 登校前に警報が発表されている場合 → 通常どおりの授業。
※気象や道路状況などから、校長の判断によって、登校時刻の変更や自宅待機の指示を行うことがあります(メール等で連絡します)。
※学校から指示がないときでも、保護者が気象や道路状況などから、登校が危険であると判断したときは、児童を自宅に待機させ、そのことを学校に連絡して下さい
- (2) 登校後に警報が発表された場合
→気象や道路状況などから、校長の判断によって対応。
※児童の帰宅が困難であると判断した場合には、学校に待機させます。それ以降の対応については、メール等で連絡します。
※帰宅する場合は、原則として学校職員が引率または見守りをします。ただし、気象状況等により、引き取りをお願いする場合があります。

3 その他

- (1) 警報等の発表がなくても、気象や道路状況により臨時休校となる場合があります。
- (2) 暴風や大雨による危険が前もって予想される場合は、警報が発表されていなくても、郡上市教育委員会が対応を決定し、前日等に休校等の指示が出される場合があります。
- (3) 警報が発表されていない場合（雷の鳴っているときなど）でも、保護者が危険だと判断したときは、自宅に待機させ、そのことを学校へ連絡して下さい。